附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年九月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十一号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第二号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第三号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第四号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十八万三千二百円」を「百十七万四千八百円」に改め、同項第二号中「九十四万五千六百円」を「九十三万九千六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百七十八万円」を「三百七十五万三千六百円」に改め、同項第二号中「三百二万四千円」を「三百万二千四百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十一万円」を「三百二十八万円」に改め、同項第二号中「二百四十八万円」を「二百四十六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年九月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十二号

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、第三十八号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十二条の十三第一項の指定海上防災機関

附　則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条　約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約第十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約

日本国及びニュージーランドは、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。